

○町田市住民基本台帳事務取扱規則

平成3年11月27日

規則第53号

市民部市民課

改正 平成6年10月11日規則第42号

平成12年6月15日規則第79号

平成15年12月26日規則第74号

平成17年1月24日規則第4号

平成18年10月31日規則第72号

平成20年3月31日規則第39号

平成20年10月31日規則第104号

平成21年2月27日規則第4号

平成21年11月30日規則第78号

平成22年3月31日規則第10号

平成23年3月11日規則第19号

平成24年9月28日規則第73号

平成25年3月18日規則第17号

平成27年12月28日規則第81号

平成29年6月14日規則第38号

注 平成15年12月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この規則は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「政令」という。）その他の法令に基づく住民基本台帳事務の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を期することを目的とする。

(平18規則72・平20規則104・一部改正)

(所管)

第2条 住民基本台帳事務は、市民課及び各市民センター（以下「市民課等」という。）において取り扱う。

2 前項の規定にかかわらず、市民課玉川学園駅前連絡所、市民課木曾山崎連絡所、市民課町田駅前連絡所、南市民センター南町田駅前連絡所及び鶴川市民センター鶴川駅前連絡所

については、次に掲げる事務に限り取り扱う。

(1) 住民基本台帳に関する証明書の交付に関すること。

(2) 戸籍の附票の写しの交付に関すること。

3 第1項の規定にかかわらず、法第12条第1項に規定する住民票の写し（住民票に記載されている事項を記載した書類をいう。以下同じ。）の交付に関する事務は、相模原市緑区役所、相模原市中央区役所及び相模原市南区役所（以下これらを「相模原市各区役所」という。）においても取り扱うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）で電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条に規定する利用者証明用電子証明書を記録したもの（第11条の2において「利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード」という。）の交付を受けている者に関する事務は、自動交付機（町田市（以下「市」という。）の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）を設置する場所において取り扱うものとする。

（平15規則74・平18規則72・平21規則78・平22規則10・平23規則19・平24規則73・平25規則17・平27規則81・一部改正）

（住民基本台帳）

第3条 市長は、法第6条第1項の規定により、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成する。

2 前項の住民票は、磁気ディスクをもって調製する。

（平15規則74・平18規則72・平20規則39・一部改正）

（住民票の記載事項）

第4条 法第7条第14号及び政令第6条の2の規定により住民票に記録する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 町田市印鑑条例（昭和49年12月町田市条例第47号）の規定により印鑑の登録を受けている者については、その旨

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

（平15規則74・平18規則72・一部改正）

（住民リスト表）

第5条 市長は、法第11条に規定する住民基本台帳の一部の写し（以下「住民リスト表」という。）を政令第14条の規定により作成し、法第11条又は第11条の2の規定により閲覧に供する。

2 住民リスト表は、コンピュータシステムを利用して作成し、閲覧に供するものとする。

（平15規則74・平18規則72・平20規則39・一部改正）

（閲覧の請求又は申出）

第6条 法第11条第1項の規定による請求は、閲覧しようとする日の属する月の前月の初日から10日前までに、同条第2項に規定する事項を明らかにする公文書により行わなければならない。ただし、当該閲覧が緊急を要すると市長が認める場合は、この限りでない。

2 法第11条の2第1項に規定する申出は、閲覧しようとする日の属する月の前月の初日から10日前までに、次に掲げる事項を明らかにする書類により行わなければならない。

(1) 法第11条の2第2項各号に掲げる事項

(2) 法第11条の2第3項の規定による申出をする場合は、その旨並びに当該申出をする者が指定する者の氏名及び住所

3 法第11条の2第1項第3号に規定する市長が定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合が、管理業務を行うために当該マンションの居住者を確認する必要がある場合で、閲覧以外に確認する手段がないと認められるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

4 市長は、第2項に規定する申出があったときは、その内容を審査し、承認通知書又は不承認通知書により、当該申出をした者に通知する。

（平18規則72・追加、平27規則81・一部改正）

（閲覧の実施）

第7条 前条第1項に規定する請求又は同条第4項に規定する承認に係る閲覧は、市長が別に定める日に行うものとする。

2 市長は、閲覧者から閲覧により知り得た事項（次項において「閲覧事項」という。）を記録する旨の申出があったときは、別に定める用紙等に転記させるものとする。

3 市長は、閲覧者が次の各号のいずれかに該当する場合は、閲覧をさせず、又は閲覧を中止させるものとする。

(1) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）第1条第3項に規定する証明書又は同令第2条第3項に規定する

書類を提示しないとき。

- (2) 第2項に規定する転記以外の方法で閲覧事項を記録したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(平18規則72・追加、平20規則39・平20規則104・一部改正)

(勧告及び命令)

第8条 法第11条の2第8項の規定による勧告は、勧告書により行うものとする。

2 法第11条の2第9項又は第10項の規定による命令は、命令書により行うものとする。

(平18規則72・追加)

(報告徴収)

第9条 市長は、次に掲げる場合に、法第11条の2第11項に規定する報告をさせるものとする。

- (1) 法第11条の2第8項の規定による勧告又は同条第9項若しくは第10項の規定による命令を行う前において、現状を確認する必要があると市長が認めるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項に規定する報告をさせるときは、その旨を文書により通知するものとする。

(平18規則72・追加)

(公表)

第10条 法第11条第3項及び第11条の2第12項の規定による公表は、町田市公告式条例(昭和33年2月町田市条例第3号)の例により行うものとする。

(平18規則72・追加)

(住民票の写し等の交付手続等)

第11条 住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書(以下「住民票記載事項証明書」という。)を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により市長に請求しなければならない。

- (1) 現に請求の任に当たっている者の氏名、住所及び生年月日
- (2) 請求者の氏名及び住所
- (3) 請求の対象とする者の氏名及び住所

2 前項第1号の請求の任に当たっている者が代理人又は使者である場合は、委任状を提出しなければならない。ただし、相模原市各区役所においては、代理人又は使者による請求をすることができない。

3 前項の規定によるもののほか、代理人又は使者であることを確約する旨を記載した書類

を提出した上で、請求者本人に電話で確認する方法、請求者本人の住民票上の住所に送付する方法等によることができる。

- 4 法第12条の3に規定する申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により市長に申し出なければならない。
 - (1) 現に申出の任に当たっている者の氏名、住所及び生年月日
 - (2) 申出者の氏名及び住所（申出者が法人であるときは、その名称、代表者又は管理人の氏名、代表者印等の押印及び主たる事務所の所在地）
 - (3) 申出の対象とする者の氏名及び住所
 - (4) 申出者の資格及び申出事由
- 5 前項第1号に規定する現に申出の任に当たっている者が申出者の代理人その他申出者と異なる者であるときは、当該現に申出の任に当たっている者は、委任状、契約書その他申出をする者の依頼により、又は法令の規定により当該申出の任に当たるものであることを明らかにする書類を提示し、又は提出しなければならない。この場合において、申出者が法人であるときは、現に申出の任に当たっている者は、この項前段の書類のほか、次に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。
 - (1) 現に申出の任に当たっている者が法人の代表者である場合 資格証明書
 - (2) 現に申出の任に当たっている者が法人の代表者以外の者である場合 代表者が作成した委任状、社員証等
- 6 第1項の規定にかかわらず、住民基本台帳に記録されている者のうち、自己又は自己と同一の世帯に属する者（以下「自己等」という。）は、当該自己等に係る住民票の写し（消除された住民票に係るものを除く。）又は住民票記載事項証明書を電子情報処理組織により請求することができる。この場合における請求者は、当該請求をした日の翌日から起算して14日以内に当該請求者が指定した窓口において、当該住民票の写し等を受領しなければならない。
- 7 第1項に規定する住民票の写し等は、請求のあった市民課等（相模原市各区役所において請求があった場合は、市民課）においてコンピュータシステムを利用して作成し、交付する。ただし、様式の異なる住民票記載事項証明書については、端末機画面で証明事項を確認の上、交付する。
- 8 前項の場合において、災害その他の理由により住民票の写し等の交付ができないときは、住民票の記録を利用するシステム及びファクシミリにより、これを作成し、交付することができる。

(平17規則4・一部改正、平18規則72・旧第7条繰下・一部改正、平20規則104・旧第12条繰上・一部改正、平22規則10・一部改正)

(自動交付機による住民票の写しの交付手続等)

第11条の2 前条の規定にかかわらず、利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードの交付を受けている者は、自動交付機により住民票の写し(消除された住民票に係るものを除く。)の交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請があったときは、市長は、前条の規定にかかわらず、自動交付機により同項に規定する住民票の写しを交付するものとする。

(平23規則19・追加、平27規則81・一部改正)

(戸籍の附票)

第12条 戸籍の附票は、市の区域内に本籍を有する者につき、その戸籍を単位として、作成する。

2 前項の戸籍の附票は、磁気ディスクをもって調製する。

(平15規則74・一部改正、平18規則72・旧第9条繰下、平20規則104・旧第14条繰上、平23規則19・平27規則81・一部改正)

(戸籍の附票の写しの交付手続等)

第13条 法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し(戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類をいう。以下同じ。)を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により市長に請求しなければならない。

- (1) 現に請求の任に当たっている者の氏名、住所及び生年月日
- (2) 請求者の氏名及び住所
- (3) 請求の対象とする者の氏名及び戸籍の表示

2 第11条第2項及び第3項の規定は、前項の請求について準用する。

3 法第20条第3項に規定する申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により市長に申し出なければならない。

- (1) 現に申出の任に当たっている者の氏名、住所及び生年月日
- (2) 申出者の氏名及び住所(申出者が法人であるときは、その名称、代表者又は管理人の氏名、代表者印等の押印及び主たる事務所の所在地)
- (3) 申出の対象とする者の氏名及び戸籍の表示
- (4) 申出者の資格及び申出事由

4 第11条第5項の規定は、前項の申出について準用する。

(平20規則104・追加)

(届出等)

第14条 法第22条から第25条までに規定する届出（以下「届出」という。）は、住民異動届で行わなければならない。

- 2 現に届出の任に当たっている者について、第16条の規定による本人確認ができなかったとき、又は現に届出の任に当たっている者が代理人又は使者であるときは、現に届出の任に当たっている者は、来庁者確認票（兼届出受理通知送付台帳）を提出しなければならない。
- 3 市長は、来庁者確認票（兼届出受理通知送付台帳）の提出があったときは、届出者本人に住民異動届受理通知書を送付するものとする。
- 4 前項の場合において、災害その他の理由により住民票の写し等の交付ができないときは、住民票の記録を利用するシステム及びファクシミリにより、これを作成し、交付することができる。

(平20規則104・追加)

(転出証明書等)

第15条 法第24条の規定による転出の届出があったときは、転出証明書をコンピュータシステムを利用して作成し、交付する。

- 2 前項に定めるもののほか、住民票が既に職権により消除されている者又は転出後相当期間が経過している者に係る転出の届出があったときは、転出証明書に準ずる証明書をコンピュータシステムを利用して作成し、交付する。
- 3 前2項の場合において、災害その他の理由により転出証明書等の交付ができないときは、第11条第7項の住民票の写しを利用してこれを作成し、交付することができる。

(平20規則104・追加)

(請求、申出又は届出の任に当たっている者が本人であることを明らかにする書類及び方法等)

第16条 第11条に規定する住民票の写し等の請求若しくは申出、第13条に規定する戸籍の附票の写しの請求若しくは申出又は第14条に規定する届出の任に当たっている者は、別表に定める書類を提示する方法により本人であることを明らかにしなければならない。

- 2 前項の規定によるもののほか、世帯構成、同一世帯の者の生年月日等について説明することにより心証形成をする方法によることができる。

(平20規則104・追加)

(ストーカー行為等による被害者に対する支援)

第16条の2 市長は、市の住民基本台帳に記録され、又は市の戸籍の附票に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当するものに対し、その申出により、住民基本台帳事務の範囲内において支援を実施することができる。

(1) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第6条に規定するストーカー行為等を受け、更に反復して同法第2条第1項に規定するつきまとい等を受けるおそれのある者

(2) 次に掲げる行為の被害者で、かつ、更なる行為によりその生命又は身体に危害を受けるおそれのある者

ア 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力

ウ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待

エ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第6項に規定する養護者による障がい者虐待

オ アからエまでに掲げるもののほか、アからエまでに掲げる行為に準ずる行為

2 前項の規定により実施する支援の内容その他の必要な事項は、市長が別に定める。

(平23規則19・追加、平24規則73・平25規則17・平29規則38・一部改正)

(様式)

第17条 この規則に定める書類の様式は、市長が別に定める。

(平18規則72・旧第11条繰下、平20規則104・旧第16条繰下)

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、住民基本台帳事務の処理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平18規則72・旧第12条繰下・一部改正、平20規則104・旧第17条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年10月11日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行し、平成6年7月18日から適用する。ただし、金井三丁

目を加える改正規定は、平成6年1月15日から適用する。

附 則（平成12年6月15日規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年12月26日規則第74号）

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成17年1月24日規則第4号）

この規則は、平成17年1月25日から施行する。

附 則（平成18年10月31日規則第72号）

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の町田市住民基本台帳事務取扱規則の規定は、平成19年11月26日から適用する。

附 則（平成20年10月31日規則第104号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年2月27日規則第4号）

この規則は、平成21年3月1日から施行する。

附 則（平成21年11月30日規則第78号）

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第10号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月11日規則第19号）

この規則は、平成23年3月14日から施行する。ただし、第16条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月28日規則第73号）

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第2条第2項の改正規定 町田市鶴川緑の交流館条例（平成23年6月町田市条例第23号）の施行の日

2 この規則による改正後の別表の1の表の規定は、平成24年7月9日から適用する。

附 則（平成25年3月18日規則第17号）

（施行期日等）

1 この規則中第16条の2第1項第2号の改正規定は公布の日から、第2条第2項の改正規定は平成25年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の第16条の2第1項第2号の規定は、平成24年10月1日から適用する。

附 則（平成27年12月28日規則第81号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年6月14日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第16条関係）

（平20規則104・追加、平21規則4・平24規則73・平27規則81・一部改正）

1 本人確認書類1群（1点以上の提示により確認するもの）

運転免許証、旅券、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード、身体障害者手帳、療育手帳、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員）、無線従事者免許証、官公署がその職員に対して発行した身分証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）

2 本人確認書類2群（2点以上の提示により確認するもの）

国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、介護保険被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金証書、厚生年金保険証書、船員保険年金証書、共済年金証書、恩給証書、住民票等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書、生活保護受給者証、地方公共団体が交付する敬老手帳、本人確認書類1群の書類が更新中の場合に交付される仮証明書又は引換書類、現況届等

3 本人確認書類3群（本人確認書類2群1点以上と併せて1点以上の提示により確認するもの）

学生証（写真付）、法人が発行した身分証明書（写真付）、国又は地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付）（本人確認書類1群に掲げる書類を除く。）、預金通帳、キャッシュカード、クレジットカード、東京都シルバーパス等